

健康 4 - 1

許認可等の内容	入所の承諾		
根拠法令及び条項	鳥取市母子生活支援施設条例第5条		
担 当 課	こども家庭相談センター	処分権者	市 長
標準処理期間	15日	設 定 日	平成8年4月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>1 児童福祉法第23条本文の規定により、保護者から申込があったとき。</p> <p>2 入所定員を超過していないこと。ただし、定員を超過していない場合であっても、施設の改修等により収容できない場合は、承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成13年4月1日</p>			

健康 4 - 2

許認可等の内容	徴収金額の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市母子生活支援施設徴収金規則第5条第1項		
担 当 課	こども家庭相談センター	処分権者	市 長
標準処理期間	15日	設 定 日	平成13年4月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>徴収金額の減免は、規則第5条第1項の規定により、徴収金額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火災、風水害等に被災したとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 被災額が年間収入額を超える場合は免除する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ア以外の場合は年間収入額から損害額を控除した額により徴収金の基礎となった税額を推定して、減額割合を決定する。</p> <p>(2) 企業の倒産などによる失業又は事業の廃止、停止、縮小により著しく収入が減少したときは、その月までの収入額により徴収金の基礎となった税額を推定して、減額割合を決定する。</p> <p>(3) 上記(1)(2)に準じるような状況にあると認められるとき。</p>			

健康 4 - 3

許認可等の内容	徴収金額の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市助産施設徴収金規則第5条第1項		
担 当 課	こども家庭相談センター	処分権者	市 長
標準処理期間	15日	設 定 日	平成13年4月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>徴収金額の減免は、規則第5条第1項の規定により、徴収金額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 妊産婦の属する世帯が規則別表2の項に該当する世帯のうち、次の世帯について、徴収金を減免する。</p> <p>ア 単身世帯（扶養義務者のいない世帯）</p> <p>イ 母子世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している世帯）</p> <p>ウ 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童を除く。）のいる世帯</p> <p>エ 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯</p> <p>(2) (1)に準じるような状況にあると認められる世帯</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和2年1月1日</p>			